

_____ 殿 平成 年 第 月 第 号 日

_____ 国税局長 [印]

所得税・消費税の納税地指定通知書

所得税法（昭和40年法律第33号）第18条及び消費税法（昭和63年法律第108号）第23条の規定により、下記のとおりあなたの所得税・消費税の納税地として指定したので通知します。

したがって、今後、あなたの所得税・消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する _____ 税務署長が行うこととなりますから、所得税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

記

指定納税地 _____

処分の理由 _____

不服申立て等について

氏名 _____ 殿

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に _____ 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

() 枚のうち () 枚目

所得税・消費税の納税地指定通知書

1 作成目的

この通知書は、局長が所法第18条及び消法第23条の規定により、所得税・消費税の納税地の指定又は既に指定した納税地の指定替えを行う場合に、その旨を当該納税者に通知するために作成する。

2 記載要領等

指定する税目に応じて、標題及び本文中の「所得税・消費税の……」の、「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消する。

3 教示文

「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。